

～平成 28 年分確定申告の税制上の主な変更点～

いよいよ2月16日(木)から平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告がスタートします。そこで平成28年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の税制上の主な変更点をご紹介します。

1. 所得税及び復興特別所得税の変更点

- (1) 居住者等が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子・収益分配金や売却などによる所得が、所得税15%、住民税5%の税率による申告分離課税の対象とされ、これに伴って、これらの所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)及び譲渡所得等との損益通算、特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。これにより、その特定口座を通じて取得した特定公社債等を受入れることができることとなり、特定口座のうち源泉徴収口座には、その金融商品取引業者を通じて支払いを受ける特定公社債等の利子・収益分配金も受け入れることができるようになっていきます。

- 特定口座(源泉徴収口座)・・・年間の譲渡損益、利子及び配当所得を金融商品取引業者等が計算(譲渡損と通算)し、源泉徴収する。
⇒確定申告又は申告不要を選択することができます。
- 特定口座(簡易申告口座)・・・年間の譲渡損益等を金融商品取引業者等が計算する。
⇒確定申告が必要。

※なお、同族会社が発行した社債利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となりました。

- (2) 平成28年1月1日以後の確定申告において、非居住者である親族について扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は提出の際に提示しなければならないこととなりました。

- 親族関係書類・・・①戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類及び非居住者である旅券の写し
②外国政府又は外国の地方公共団体の発行する戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書など非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所等の記載があるもの。
- 送金関係書類・・・外国送金依頼書の控えや、クレジットカード(いわゆる家族カードに限り)の利用明細書等。

※「親族関係書類」及び「送金関係書類」は、ともに日本語での翻訳文も必要となります。

※なお、知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、「送金関係書類」がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができませんのでご注意ください。

※給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

- (3) 給与所得控除の上限額が、230万円(給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。
- (4) 平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、住宅ローンによりマイホーム(所有家屋)について、一定の特定多世帯同居改修工事を含む増改築等を行い、増改築等の日から6か月以内に居住の用に供した場合、その住宅ローン残高(上限1,000万円、うち特定多世帯同居改修工事は250万円が限度。)の一定割合を5年間にわたり所得税の額から控除(最高控除額は年12万5千円、5年間で62万5千円)できることとなりました。

- 特定多世帯同居改修工事の控除率・・・2%
- 上記以外の増改築工事の控除率・・・1%

- (5) 平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、マイホーム住宅ローンによりマイホーム(所有家屋)について、一定の特定多世帯同居改修工事等を行い、改修工事等の日から6か月以内に居住の用に供した場合(ローン要件なし)には、居住年分の所得税の額から下記の算式により計算した控除額を控除することができることとなりました。

$$\text{多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額} \\ (\text{50万円を超えるものに限り、補助金等を除く}) \times 10\% = \text{控除額 (最大控除25万円)}$$

※(4)の特定多世帯同居改修工事等の住宅ローン控除及び(5)の特定多世帯同居改修工事等の所得税額の特別控除は、住宅ローン控除と選択適用となり、併用はできません。また、住宅ローン控除の特例が受けられない場合に該当する場合は適用できません。

2. 消費税及び地方消費税の変更点

- (1) 個人事業者について、平成28年分から適用される簡易課税制度のみなし仕入率は次のとおりです。

- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ(みなし仕入率60%⇒50%)
- 不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ(みなし仕入率50%⇒40%)

なお、平成27年分から簡易課税制度を選択した個人事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成26年9月30日までに提出している場合には、経過措置により、平成28年分に限り、改正前のみなし仕入率が適用されます。